過労死等の防止のための対策に関する大綱について

- 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づき、<u>政府は、過労死等の防止のため</u> の対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する<u>大綱を作成</u>(同法第7条 第1項)
- <u>厚生労働大臣は、大綱の案</u>を作成しようとするときは、<u>過労死等防止対策推進協議会の意見を</u> <u>聴く</u>(同法第7条第3項)

1. 大綱の作成までの流れ

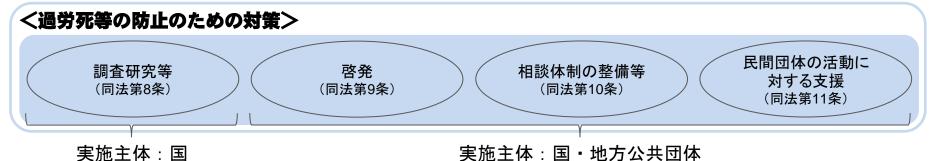
厚生労働省において、大綱 の案を作成 厚生労働大臣が、大綱の案について協議会の意見を聴く (関係行政機関の長と協議)



大綱を閣議決定 (国会報告、公表)

2. 大綱で定めるべき事項

●大綱には、過労死等防止対策推進法第8条から第11条までに規定された四つの対策を盛り込む。



3. 大綱の作成時期

●平成27年の年央を予定。